

議 長 日程第5「議案第39号松田町公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長 町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号松田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年6月5日提出、松田町長 本山博幸。

議 長 提案理由、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が平成29年6月15日に施行され、都市公園法施行令の一部が改正となり、地方公共団体が運動施設率を条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長 それでは、議案第39号松田町公園条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

議案3枚目をお開きください。参考資料、新旧対照表にて御説明をさせていただきます。都市公園法のですね、運動施設率につきましては、今まで国の都市公園法施行令第8条で、1つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないと定められておりましたが、都市公園法施行令が改正されたことに伴いまして、第8条で、1つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないとされました。

これによりましてですね、現在、松田町で運動施設となっておりますのが、川音川親水公園にございますパークゴルフ場になります。川音川親水公園の総面積が1万99平米で、パークゴルフ場の敷地面積が4,345平米となりますので、運動施設率につきましては43%となります。このことを踏まえまして、参考資料、新旧対照表のですね、左側の改正案の中にですね、松田町公園条例第7条に運動施設の敷地面積の基準、第7条、政令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする条文を加えさせていただき、現行の公園条例第7条から29条までを1条ずつ繰り下げさせていただきまして、30条立てとさせていただきます

ものでございます。

1枚お戻りください。附則につきましては、公布の日からの施行となります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第39号松田町公園条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。